果樹産地再生支援対策

第1 事業の内容等

1 事業内容

緊急対策として令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業のうち果樹産地再生支援対策(以下「本事業」という。)で支援する取組は、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)及び台風第17号により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組とする。

(1) 収穫物運搬

被災により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組

ア 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

イ 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

(2) 樹体保護

令和元年産の収穫までに、かん水等の栽培管理が十分に行えない園地において、 次期作以降に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等の作業 のために必要な雇用に係る取組

2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人(果樹農業振興特別措置法(昭和 36年法律第15号)第4条の4の第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ)とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

4 支援対象者

本事業の支援対象者は、次の(1)又は(2)のいずれかとする。

- (1) 生產出荷団体
- (2) 事業実施主体が特に必要と認める者

5 採択要件

成果目標として、被災した果樹産地の速やかな再生を掲げていること。

6 補助率

第1の1の取組に係る補助率は、次のとおりとする。

(1) 第1の1の(1) のア及び(2)

定額(5,600円/人日以内)

(2)第1の1の(1)のイ2分の1以内

第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として 明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成又は支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規程により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

第3 事業実施手続

1 果樹産地再生支援対策事業実施計画

- (1)支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の 実施に必要な事項を定めた果樹産地再生支援対策事業実施計画(以下「実施計画」 という。)を事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施者は、(1) の承認をしようとするときは、知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 実施計画を変更する場合は、(1) 及び(2) の規定を準用するものとする。 ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者 の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認 められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告 を以てこれに代えることができる。

2 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする支援対象者は、事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2) により申請された場合には、実施要綱別紙2本体第2 の5(6) の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事

業実施者は、実施要綱別紙2本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

3 実績の報告

- (1)支援対象者は、この事業の実績について、1の実施計画の内容に準じて記載した実績報告を事業実施者に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

4 推進指導体制

(1) 全国段階

国及び事業実施主体は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他の関係機関を指導するものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県及び事業実施者は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

第4 関係様式

本要領に規定する手続きに係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	様式番号
果樹産地再生支援対策事業実施計画(兼実績報告)	別紙様式1

第5 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

交付の対	支援対象者	補助対象となる取組	補助率
象となる			·
自然災害			
令和元年	① 生産出荷	アー収穫物運搬	
8月から	団体	被災により、通常の方法で収	
9月の前	② 事業実施	穫物の運び出しが行えない園地	
線に伴う	主体が特に	において、支援対象者が緊急的	
大雨(台	必要と認め	に行う、令和元年産の収穫物の	
風第 10	る者	運搬に係る以下の取組	
号、第 13			
号及び第		① 運搬作業を行うために	定額
15 号の暴		必要な雇用に係る取組	(5, 600
風雨を含			円/人日以
む。) 及び			内)
台風第 17			0.1\ 0.1
号被害		② 運搬するために必要な	2分の1
		運搬車、アシストスーツ	以内
		等の運搬補助機材のレン	
		タル	
		/ \±\/+/□=#	
		イ 樹体保護	
		令和元年産の収穫までに、か	定額
		ん水等の栽培管理が十分に行え	(5, 600
		ない園地において、次期作以降に向けた世体促進のために、古	円/人日以
		に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等	内)
		仮対象有が緊急的に17万男足寺 の作業のために必要な雇用に係	
		の作業のために必要な雇用に係 る取組	
		、シャスルロ	

別紙様式1

〇〇年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告)

自然	災害:	名:			
事業	実施	者名:			
3 -11	17 180				
所	在	地:			

1 支援対象者の概要

	名称	
代表者	所属・役職	
10衣有	氏名	
	所属・役職	
	氏名	
担当者	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 被災の状況等

2 放火の仏	700-41					
被災品目名		被災の状況と事業の実施方針	面積	園地数	担い手数	備考
例) うんしゅう みかん	収穫物を農道まで運搬でき ない園地	・●●地区については、園地までの農道は使えるが、園内に整備していたモノレールの一部が流亡するなど使用できなくなっている。業者に修理を依頼しているが、順番待ちの状態で、修理は早くても来年2月以降になる見込み。収穫が見込める園地については、雇用により労働力を確保し収穫を行う。	00ha	OOO園	007	
	樹体保護のための剪定等を 行う園地	例) ・△△地区の土砂崩れのため農道〇〇線が通行できなくなり、□ □地区、▽▽地区の園地に車両や農業機械が入れない状況。代替 えになる道もなく、土砂崩れの復旧の目処は立っていない。防除 が行えない園では樹体保護のため剪定等を行う。				
		計				
	収穫物を農道まで運搬でき ない園地					
	樹体保護のための剪定等を 行う園地					
		計				
	収穫物を農道まで運搬でき ない園地					
	樹体保護のための剪定等を 行う園地					
		計				
		収穫物を農道まで運搬できない園地				
合計		樹体保護のための剪定等を行う園地		_	_	
		計				

注:被害状況については、どのような被害があって、農道やモノレールにどのような状態(土砂に埋まっている、道が崩れている等)かわかるよう記載すること。 復旧の見通しは、できるだけ具体的な時期を記載すること。

3 取組内容等

(1) 収穫物運搬

(被災により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組)

① 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

対象品目名	対象面積	調道	量	単価	国庫補助率	総事業費 (A)+(B)+(C)		負担区分		備考
对家吅日右	对 家画慎	日数	人数	(作業労賃)	国净州助平		補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	1用 与
	ha	日	人/日	円/人日		円	Ħ	円	円	
					定額 (5,600円/人日以内)					
					定額 (5,600円/人日以内)					
					定額 (5,600円/人日以内)					
Ī	計									

注1: 調達量、作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成すること。

注3: 時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注4: 自家労賃は補助対象としない。

注5: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には

「含税額」とそれぞれ記入すること。

② 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

お色ロロタ	対象面積	取組内容	調	達量	建 中亚	総事業費 (A)+(B)+(C)		負担区分		/# **
対象品目名	刈	(機械・機材・台数)	日数	単価 (レンタル料)	補助率		補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	備考
	ha	台	日	円/台日		円	円	円	円	
例) うんしゅうみかん	00	アシストスーツ 〇	00	000	1/2以内					
					1/2以内					
					1/2以内					
					1/2以内					
計										

注1: 調達量の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には

「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 樹体保護

(令和元年産の収穫までに、かん水等の栽培管理が十分に行えない園地において、次期作以降に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組)

公务 日日夕		調道	量	出压	補助率	総事業費 (A)+(B)+(C)		負担区分		/#. **
対象品目名	対象面積	日数	人数	単価	冊切牛		補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	備考
	ha	日	人/日	円/人日		円	円	円	円	
					定額 (5,600円/人日以内)					
					定額 (5,600円/人日以内)					
					定額 (5,600円/人日以内)					
計										

注1: 調達量、作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成すること。

注3: 時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注4: 自家労賃は補助対象としない。

注5: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には

「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定(又は完了)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較	備考	
区刀	平平及了异 般	本十度相异做 	増	減)用行
1 補助金 2 自己資金 3 その他	円	円	円	Ħ	
숌 탉					

(2)支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較	増減	備考
区刀	本干及了异 俄	本十 没 相异做	増	減)用 75
1 収穫物運搬(被災により、通常の方法で収穫物の 運び出しが行えない園地において、支援対象者が 緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る 以下の取組)	円	P	P	円	
(1)運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組					
(2) 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ 等の運搬補助機材のレンタル					
2 樹体保護 令和元年産の収穫までに、かん水等の栽培管理が 十分に行えない園地において、次期作以降に向けた 樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定 等の作業のために必要な雇用に係る取組)					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業内容毎に助成対象者、園地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる資料(別紙様式1 別添)
- (2) 各取組の積算が確認できる資料(作業労賃の根拠がわかる資料、レンタル料金のわかる資料 等)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧

1 収穫物運搬

(被災により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組)

(1) 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

No.	被災日	助成対象者	園地所在地	面積	品目	園地の状況	補助事業	対策	備考	
	拟火口	助成为练石	图16月1116	(m²)	HH 11	(具体的に記入)	取組内容	雇用人数	雇用期間	用つ
例)	8月〇日	00 00	△△市□□3-78-30		うんしゅうみ かん	モノレールのレールの一部が流されてしまい収穫したみかんを農道まで運搬することが困難になっている。レールの修復は来年2月頃の見込み	収穫物の運搬作業	1	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。修繕が必要なものは修繕の見込み時期も記入してください。
- 注3: 取組内容は、災害により発生した掛かり増し経費(モノレールの代替え輸送に係る雇用労賃)のみが対象です。
- 注4:個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成し保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
- 注6: 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。

(2) 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

_	(2)	生版するた	このハー紀女の足派十、ノ	ノストス ノザの建設性	切り及りひレン	<i>7 10</i>					
١	No.	被災日	助成対象者	園地所在地	面積	品目	園地の状況	補助事業に		備考	
			33,907,381	E - 5// E - 5	(m [*])	нн ш	(具体的に記入)	取組内容	台数	レンタル期間(日数)	DII - 3
1	列)	8月〇日	00 00	△△市□□3-78-30			「じ理版することが困難になつている。傾斜かさつく「運搬車が入れた」、 収穫したものを運じにはモノ	収穫したみかんを運ぶ ためのアシストスーツ のレンタル	1	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。
- 注3: 取組内容には、レンタルする機材と目的がわかるように記載してください。
- 注4: レンタルした機械や機材の利用時間、作業内容、レンタル料等がわかる利用日誌を作成して、保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
- 注6: 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。

2 樹体保護

(令和元年産の収穫までに、かん水等の栽培管理が十分に行えない園地において、次期作以降に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う 剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組)

No.	被災日	助成対象者	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況	補助事業により行う対策			備考
	拟火口	助队对象包	图地内11地			(具体的に記入)	取組内容	雇用人数	雇用期間	湘石
例)	8月〇日	00 00	△△市□□3-78-30			用水が使えなくなっており、スプリンクラーでかん水が行えなかったことから、樹体が弱っており、次期作のために全摘果を行い樹体の保存を図る。 用水については〇月〇日に復旧した。	樹体保護のための 全摘果	1	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。
- 注3: 取組内容については、通常の栽培では行わない、樹体保護のための剪定、全摘果等が対象になります。通常の栽培で行う摘果は対象になりません。
- 注4: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成し保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
- 注6: 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。